

常設露店市場（一の日市）への出店手続きについて

出店条件

以下のすべての基準を満たしている人

- ① 市場の秩序や関係法規を遵守する人であること。
- ② 反社会的勢力（暴力団等）に関係していないこと。

※出店許可後であっても、上記出店条件を満たしていないことが分かったときや、出店権利を譲渡または転貸したとき、市場の秩序を守らないときは、出店許可を取り消す場合があります。



出店形態および出店手数料

区分	出店方法	出店手数料 (1 小間あたり)	備考
常時出店	年間を通して出店	70 円/1 回	年間 35 回開催、年度途中からでも出店可
臨時出店	月に数回臨時的に出店	120 円/1 回	

【例：4 月 1 日から翌年 3 月 21 日まで常時出店する場合】

@70 円×1 小間×年 35 回=2, 450 円を事前納付

年度途中からの場合は、残りの回数分を事前納付とします。

※1 小間=幅 2.5m×奥行 1.5m（最大 2 小間まで）

※一の日市の出店手数料は、1 小間あたり常時出店 70 円/1 回、臨時出店 120 円/1 回です。

出店手続きと流れ

項目		手続き時期 (出店希望日から逆算)	内容	対応者
食品営業許可 ※食品販売の場合のみ		1 か月以上前	上越保険所生活衛生課へ相談 (025-524-6135)	<ul style="list-style-type: none"> ・上越保険所 ・出店希望者
出店条件、内容等の確認 申請書の提出		1 か月前	<ul style="list-style-type: none"> ・出店条件、出店内容の確認 ・書類提出 常設露店市場出店資格確認書兼申請書 (※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出店希望者
出店場所の調整 (※2)		1 か月前 ～出店当日	<ul style="list-style-type: none"> ・出店場所の調整 ・市場のルールや注意事項等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・出店希望者
出店許可、出 店手数料の 納入	常時出店	出店初日	<ul style="list-style-type: none"> ・出店許可証を交付 ・出店手数料を納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者 ・市
	臨時出店	出店当日	<ul style="list-style-type: none"> ・出店許可証を交付 ・出店手数料を納付 ・2回目以降は、出店毎に出店手数料納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者 ・市

(※1) 警察からの回答後、申請者へ出店の可否をお知らせします。

(※2) 市は、出店場所の調整や、出店者との連絡調整等を行います。